

知っておきたい!!

市民協働 Q & A

(会津若松市職員向け)

会津若松市企画政策部 企画調整課 協働・男女参画室

市民協働Q&A もくじ

基本編

Q-1	市民協働ってなに？	1
Q-2	いまなぜ市民協働が必要なのでしょうか？	1
Q-3	「協働」と「共同」「協同」との違いは？	2
Q-4	「市民協働」と「市民参加」「市民参画」との違いは？	2
Q-5	「市民協働」と「協力」「連携」との違いは？	3
Q-6	「市民協働」は必ずしなければならないの？	3
Q-7	「市民協働」に適した事業はどんなものですか？	4
Q-8	これまでも各種取り組み・事業を通じて地域の各種団体との 関わりはあるが、それでは不十分なのですか？	4
Q-9	市民協働は行政の負担が増えるだけのよう思うのですが？	5
Q-10	市民協働は市の経費削減のために推進するのですか？	5
Q-11	そもそも市民は「市民協働」を望んでいるの？	5
Q-12	市民協働の効果、メリット・デメリットは？	6

実践編

Q-13	市民協働の進め方の手順はありますか？	7
Q-14	市民協働の取り組みは、どこが主体になるのですか？	7
Q-15	市民協働により実施した事業に対する「責任」は誰が負うのですか？	8
Q-16	市民協働の相手方はどのように見つけるの？	8
Q-17	市民協働の相手方はどのように選ぶのですか？	9
Q-18	相手は特定非営利活動法人(NPO法人)を想定しているのですか？	9
Q-19	ボランティアとNPOとの違いは？	10
Q-20	市民協働に取り組む際の留意点は？	12
Q-21	協働相手と意見が対立した場合、関係がこじれた場合の対応は？	12
Q-22	どのような姿になれば「良い市民協働のカタチ」といえるの？	13
Q-23	市民協働の考えを根付かせるにはどうすればいいの？	13
Q-24	団体等からの相談や提案内容が、複数課にまたがる場合は どうすればいいの？	14
Q-25	各所管課と協働・男女参画室との業務の棲み分けは？	14
Q-26	市民協働の具体的な実践事例はありますか？	15

Q-1 市民協働ってなに？

A-1 「協働」の取り組みとは、NPO等の各種団体・組織や町内会などの地縁組織、さらには市民の皆さん個々人の様々な「つながり」にもとづく公益的な実践活動を指す、大変幅広い概念です。市民の皆さんが、まちづくりや市政運営に関わる市民参加・参画なども含めて理解されている場合が多いようですが、あまりに幅広い概念であるがゆえに、それを推進すると言っても「雲をつかむような話でイメージが湧かない」などの声もよく聞こえます。

そこで、会津若松市では、会津若松市市民協働推進指針（※以下、「指針」という。）の中で、市民公益活動団体^(注1)と行政とが関わる協働のことを「市民協働」とし、以下のように定義しています。

「市民により構成される市民公益活動団体と市とが、①それぞれの立場を信頼、尊重し、②特性を活かし必要に応じて補いながら、それぞれの力を結集し共通する公共的課題の解決や目標の実現に向けて取り組むこと」

市民協働は、市民公益活動団体と市が、単に一緒に事業を行うということを意味しているのではなく、「互いに目的や情報を共有し、共通課題等の解決に向けた取り組みを、共に汗をかきながら実践していく」、「互いの特性をその活動で活かすことによる相乗効果や新たな価値を創出する」という考えに基づくもので、幅広い「協働」の概念に包含される一部分であるといえます。

(注1)：市民公益活動団体とは？

指針では、市民公益活動団体を、市民公益活動(指針 P3 参照)を継続的・組織的に行う団体やグループと定義しています。一般的にはボランティアグループやNPOを指しますが、特定の地域の共益活動を旨とする町内会などの地縁組織や営利を目的とする企業などであっても、市民公益活動の要件に合致した活動を行う場合には市民公益活動団体としてとらえられます。

Q-2 いまなぜ市民協働が必要なのでしょう？

A-2 少子化や超高齢社会の進展、産業構造や地域社会の変化などに伴い、私たちを取り巻く環境や地域の人々の価値観は、いま大きく変化しており、地域の課題や市民ニーズも多様化・複雑化しています。

これらの課題を解決し、きめ細かい市民サービスを持続的に提供していくためには、もはや行政による一方的な「団体自治」のみでは困難な状況に直面しています。

市民の皆さんが「いつまでも住み続けたい」と心から思えるような地域にしていくためには、市民の皆さん自らによる、主体性を持った「住民自治」による活動が、今後ますます重要になってきます。

本市においても、「住民自治」機運の醸成を図るために、河東・北会津地区における「地域づくり委員会^(注2)」の取り組みや、「自治基本条例」制定検討の場としての「まちづくり市民会議^(注3)」の開催など、自助・共助の大切さを改めて見つめなおす機会も増えてきています。また、一方、市内NPO法人認証件数も年々増加しています。

市民公益活動団体の活動内容は多種多様ですが、行政では行き届かない地域課題の解決に向けた実践活動を行ったり、行政とは違った視点で地域の課題への対応を試みています。

例えば、このような行動力や創造性といった特性を持つ市民公益活動団体と市とが「市民協働」という手法を用いて、共通の課題に取り組むことができれば、より一層大きな効果と新たな価値の創造に結びつくケースも多いのではないのでしょうか。

このような観点から、「市民協働」が、多様化・複雑化する地域の課題や市民ニーズに対応していくための方策として、今求められているといえます。

(注2)：地域づくり委員会とは？

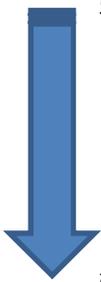
市民ニーズが多様化する中、住民一人ひとりが自分の住む地域を理解し、地域活動に参加することにより、身近な課題の解決を図り、暮らしやすい地域づくりを協働で実践することを目的として、平成25年度に北会津、河東両地区に設置された組織です。

委員会では、地域住民が主体となって地域の現状に対する理解や課題の解決に向けて話し合い、課題解決のための実践活動が行われています。

(注3)：まちづくり市民会議とは？

住民自治によるまちづくりに関心を持つ市民の皆さんや、各種団体関係者、市職員などで構成され、「自治基本条例」の必要性や、市政運営のあり方などについて議論する場として、平成26年5月に発足した組織のこと。

Q-3 「協働」と「共同」「協同」との違いは？

	意 味	例	団体の主体性
共 同	共同事業、共同体など「一緒になる」という視点。状況・因果を問わず、2つ以上が一緒にある／すること	共同浴場 共同募金	 弱 強
協 同	行為そのものが一体化「一緒にする」という視点。力や意思などの統一、相互扶助などを目的として2つ以上が一緒にある／すること	協同組合	
協 働	同じ目的のために協力して働くこと	市民協働	

A-3 いずれも、「複数の主体による関係性」を表す言葉ですが、それぞれの事業等への関わり方に違いがあります。「協働」の場合は、「共同」や「協同」よりも、団体の主体性がより強く、また、互いの違いを理解した上で、相互の信頼と尊重を基本に「同じ目的（地域課題の解決など）」のために取り組むことを指します。

Q-4 「市民協働」と「市民参加」「市民参画」との違いは？

	意 味	例	関わりの度合い
市民参加	市民の皆さんが、様々なかたちでまちづくりなどの市政運営に関わること ※既にあるものに加わるイメージ	パブリックコメント 全市一斉清掃	 強
市民参画	市民の皆さんが、様々なかたちでまちづくりなどの市政運営に関わること ※事業等の計画段階や、意思形成過程に関わる	審議会 ワークショップ	

A-4 一方、「市民協働」は指針で次のように定義しています。

「市民により構成される市民公益活動団体と市とが、①それぞれの立場を信頼、尊重し、②特性を活かし必要に応じて補いながら、それぞれの力を結集し共通する公共的課題の解決や目標の実現に向けて取り組むこと」

つまり、「市民協働」とは「市民参加」、「市民参画」のような市政に対する個人としての限定的な関わりではなく、志を同じくする個人の集合体として組織化された団体等と市との双方向の新たな関係性に基づく、地域課題等の解決に向けた実践活動の手法を指します。

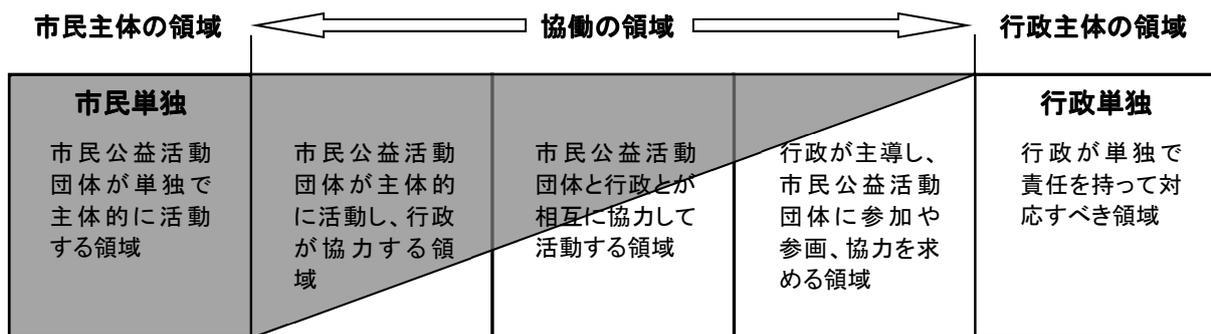
Q-5 「市民協働」と「協力」「連携」との違いは？

	関係性	例（イベント）	
協力	ある団体の目的達成のために、他の団体が援助する関係	会場付近の団体所有の土地を開催当日に駐車場として無償貸与する	イベントの目的や実践過程の共有は必須条件とは言えない
連携	異なる団体がそれぞれの目的達成のために、お互いの人材・資金・ノウハウ等の資源を提供し合う関係	離れた会場で行う内容の異なる 2 つのイベントを来場者が行き来できるよう、双方の主催者がシャトルバスを走らせる	

A-5 一方、「市民協働」によるイベントの開催といった場合、異なる様々な主体（団体等）が、イベントの開催趣旨・目的を共有し、その目的達成に向けて、それぞれの団体等が持つ特徴や強みを活かした企画を提案するなどしながら、イベントの全体の構成を練り上げていく過程を共有する必要があります。また、開催当日はもちろんのこと、開催後の振り返りなどにも、双方が主体的に関わり、情報共有を図ることも重要な作業となります。

Q-6 「市民協働」は必ずしなければならないの？

A-6 「市民協働」とは必ずしなければならないものではありません。あくまで市民サービスの向上や地域課題の解決のための手段の一つであるため、それにより効果が上がるものもあれば、そうでない場合もあります。



上記は、「協働の領域」を分かりやすく示したもので、協働を説明する際によく用いられる図ですが、市民協働を進めようとする場合、これを参考に、まずは今関わっている（もしくはこれから取り組もうとしている）事業や取り組みなどが「市民協働」が可能なのかという検討が必要となります。

当然、現実的には、領域については図のように整然と整理されているわけではなく、また、その時々によって領域は変化するものです。さらに、それぞれの領域の幅は、市民側、市側とでその解釈に違いがあることにも注意が必要です。

Q-7 「市民協働」に適した事業はどんなものですか？

A-7 市が主体となって行う各種事業や取り組みにおいて、市民公益活動団体が持っている知識や専門性、ノウハウなどを、その事業等に活かすことにより、市民サービスの向上が図られる事業が「市民協働」に適した事業といえます。

また、その逆として、市民公益活動団体が取り組む事業等においても、市が関わることで、団体が単独で行う場合に比べて、市民サービスの向上が図られる事業についても同じことがいえます。

＜市民協働が有効と思われる事業の例＞

- 地域ごとのきめ細かい柔軟な対応が必要な事業
※子育て支援、高齢者の支援 など
- 地域社会との密接な連携が必要な事業
※防犯・防災、青少年の問題、ごみの減量化や省エネルギーなどの環境問題 など
- 専門性の高いサービスが求められる事業
※芸術・文化、人権擁護 など
- 多くの住民参加が望まれ、地域の実情に合わせる必要がある事業
※環境、福祉、まちづくりのルールづくり など
- これまで行政が取り組んだことのない先駆的な事業

市民公益活動団体と市は、例えば同じ地域の課題に取り組むにしても、その視点や方法は異なります。であるからこそ「市民協働」という手法を用いることにより、これまでにない新たな発想が生まれ、市民サービスの向上に大きく寄与する取り組みが創造される可能性は十分にあるものと考えられます。前例踏襲にとらわれず、一度、自分が関わる事業について、「市民協働」の可能性を探ってみるのも良いかもしれません。

Q-8 これまでも各種取り組み・事業を通じて地域の各種団体との関わりはあるが、それでは不十分なのですか？

A-8 これまでの関わり方を変える必要があるかもしれません。

「市民協働」とは、市民サービスの向上を目指して、市民公益活動団体と市とが、お互いの信頼・尊重を基本に、互いの強みを活かし共に力を合わせて、公共的な地域課題解決に向けて取り組むことです。

こうした観点から、市民協働の形態としては、これまで同様、共催や実行委員会・協議会、委託などが想定されますが、重要なポイントは、市民協働の相手方である市民公益活動団体の自主性・自発性を尊重し、団体が持つ特性を最大限に発揮していただくことにあります。

例えば、市が事業等の計画を作り、仕様書を細かく決めて市民公益活動団体に事業等の実施を任せるのではなく、市民公益活動団体と市が、互いに事業等の主体なり、計画⇒実施⇒改善⇒検証を共に実践することで、地域の課題解決のみならず相乗効果による事業の広がりや、新たな関係構築が期待できます。もちろん市民公益活動団体の知識や経験の蓄積による活動の活性化や組織強化にもつながり、ひいては地域にとっても大きなメリットになるはずで

「市民協働」による取り組みの効果が、「1+1=2」ではなく「1+1>2」といわれるのはこのためであり、きめ細かい市民サービスを持続的に提供していくためには、有効な手段であると考えられます。

メモ①:「アウトソーシング」との違い

「アウトソーシング」とは、市民サービスの向上や行政運営の効率化等の観点から、施設の管理運営や定型的業務等を民間委託する行為のことです。共に力を合わせて公共的な地域課題の解決などに取り組むとする「市民協働」とは、基本的な考え方は異なるものです。

Q-9 市民協働は行政の負担が増えるだけのよう思うのですが？

A-9 確かに、不慣れな状況で始める「市民協働」は、不安や迷いがあるかもしれません。

意見交換や情報共有に時間が割かれ、これまでの仕事の進め方に比べて、労力がかかる場合も少なくありません。ですが、これはお互いを知るうえでは欠かせない作業であることを意識すべきです。

市民公益活動団体と市が、互いに信頼・尊重できる新たな関係性を築くことは、容易なことではありませんが、一度そのような関係性が築くことができれば、新たな市民サービスの構築や地域課題解決に向けた実践活動に、様々なかたちで活かすことができます。

やれない理由を探すのではなく、「どうすればできるか」を考えてみる必要があります。「どうすればできるか」を深く考えることにより、期待以上の新たな価値が生まれるものと思います。

Q-10 市民協働は市の経費削減のために推進するのですか？

A-10 市民協働とは、きめ細かい市民サービスの提供を、将来にわたって持続的に行っていくことを目的に推進しているものであり、決して市の経費や役割・責任の軽減を目的としているものではありません。

確かに、市民協働による取り組みを進めた結果、行政のスリム化や財政負担の軽減につながる可能性はありますが、それはあくまで副次的な効果として捉えるべきです。

もし、市の経費削減が最大の目的であれば、場合によっては、市民公益活動団体に経費や役割分担の面で過大な負担を強いることにもつながり、そのようなやり方では、市民公益活動団体と市とが指針で定義する「市民協働」という新たな関係性を構築することはできません。

Q-11 そもそも市民は「市民協働」を望んでいるの？

A-11 市民公益活動団体の中には、自らの身の丈に合った無理のない活動を望む団体もあります。その意味では、「市民協働」に関心のない団体もあることは確かです。

ですが、例えば NPO 法人などに関していえば、市内の認証法人数は年々増加していることから、それだけ公共の担い手が増えているのも事実であり、より良い市民サービスの提供を持続的に行っていくためには、「市との協働が欠かせない」といった前向きな意見も、一方で多く聞かれます。

本市における市民協働推進の取り組みはまだ始まったばかりです。

地域の各種団体、市役所内部においても、その必要性等への理解が進んでいないのが現状です。

協働・男女参画室としては、指針に基づく市民協働の実践事例を増やし、1人でも多くの市民の皆さん、そして市職員の皆さんに、その有効性を伝えることで、地域の中に少しずつでも確実に「市民協働」の考え方を地域に根付かせていきたいと考えています。

＜参考＞会津若松市年度別 NPO 法人認証状況（累計：平成 26 年 12 月末現在）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
法人数	12	17	23	30	32	35	37	40	41	45	52	55	60

Q-12 市民協働の効果、メリット・デメリットは？

A-12 指針では、市民協働に「期待される効果」として以下のとおり記載しています。

【メリット】

市民公益活動団体と行政が、それぞれの力を結集して取り組むことで、高い相乗効果が生まれ、地域に暮らす市民に対して、より質の高い、きめ細かなサービスの提供が可能となり、市民生活の向上につながります。

また、市民協働に携わる各主体においても、それぞれの組織の活性化や事業の拡充、ネットワークの構築などが期待されます。

(1) 市民にとっての効果

- ・ 地域のために自らが知恵と力を出すことにより（公共サービスの一翼を担うことにより）、よりきめ細かい公共サービスの創造につながります
- ・ 多様な市民のニーズ・声が活かされるまちづくりの実現につながります
- ・ 地域に対する誇りや愛着の醸成につながります

(2) 市民公益活動団体にとっての効果

- ・ 活動の場が広がることで活動が活発になります
- ・ 自らが掲げる理念や活動目的を、より効果的に実現できます
- ・ 事業の一連の経過を通じ、責任ある組織運営と体制の強化につながります
- ・ 団体の認知度が高まり、組織としての信用やイメージアップにつながります

(3) 行政にとっての効果

- ・ 行政だけでは対応が難しい地域の課題や市民ニーズに対し、効果的・効率的に取り組むことができます
- ・ 職員の意識改革と庁内連携の強化につながる契機となります
- ・ 既存業務の見直しにより、行政の効率化が図られます
- ・ 潜在的な地域課題や、将来起こりうる問題などへの対策を講じることができます

【デメリット】

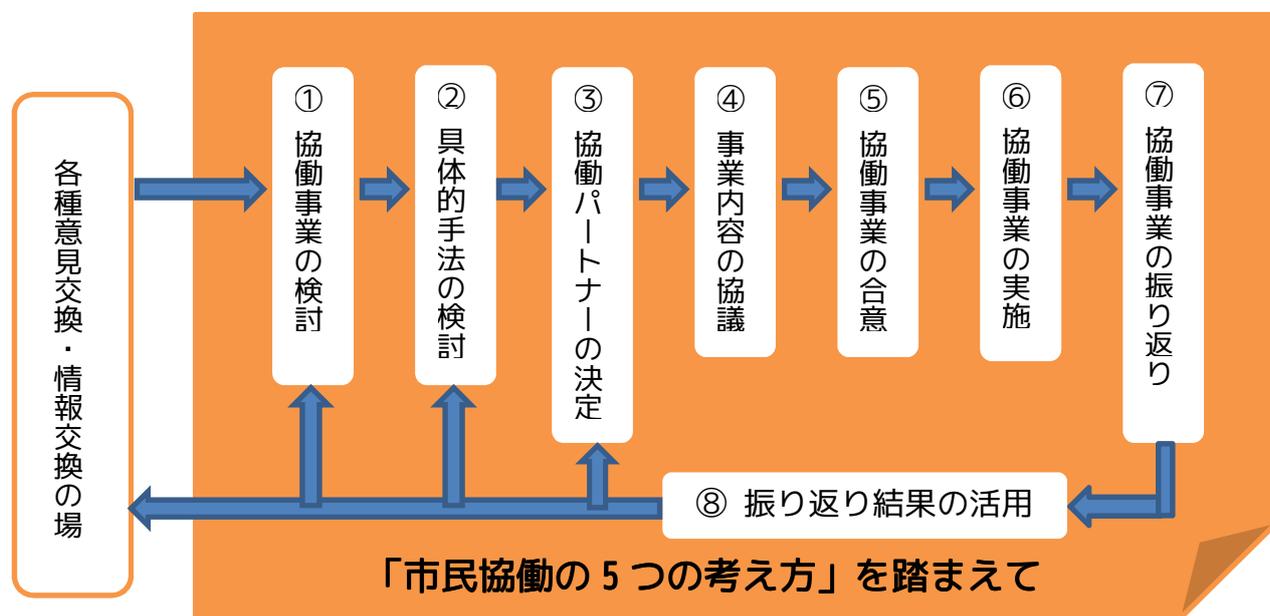
団体や市ともに、事務量や精神的負担、協議・調整等にかかる時間の増加などが考えられます。

しかしながら、目先のデメリットに尻込みして、将来的に期待できる大きなメリットを逃すことは、団体や市のみならず、市民の皆さんにとって大きなデメリットとなります。

何事も初めて取り組むことには手間がかかるものですが、事業を実施しながら効率の良い方法を考えていくことも大切です。市民協働による取り組みを検討する際には、こうしたことを十分に考慮したうえで、判断していく必要があります。

Q-13 市民協働の進め方の手順はありますか？

A-13 協働事業は、地域課題の内容に応じて柔軟に進める必要がありますが、Q-20の「お互いが尊重すべき5つの基本的な考え方」を踏まえ、基本的には下記の過程に沿って行います。



もしも、各過程を実践する際に行き詰まりなどを感じた時には、「5つの考え方」に立ち返って考えることで、市民協働の目的などが改めて整理され、次のステップに進みやすくなります。

なお、各種意見交換・情報交換のテーマ設定についてはQ-7をご参照ください。

<参考> 協働事業のプロセス(指針P7~9)

Q-14 市民協働の取り組みは、どこが主体になるのですか？

A-14 市民協働の主体は、その形態によって様々です。

例えば、市民公益活動団体が主催する事業を市が後援する場合などは、主体は市民公益活動団体になります。

また、委託の場合は、相手方を決める際の諸手続きは市が進めることになるため、契約業務については市が主導することになります。ですが、事業自体は双方が実施主体となるため、事前協議や実際に事業を進める際には、互いに上下の関係ではなく、横の関係であることを意識することが必要です。そして、定期的な協議の場を設けながら、事業に関する情報共有に努め、市民サービスや事業効果の向上に向けて、お互いが積極的に事業に関わる姿勢を持つことが大切です。

このような関係性の構築は、共催や実行委員会・協議会といった形態で事業を進める際にも同様に必要になります。

<参考> 市民協働のパターン(指針P5)・具体的手法(指針P7)

Q-15 市民協働により実施した事業に対する「責任」は誰が負うのですか？

A-15 Q-14 で述べたとおり、市民協働の主体は、その形態によって様々です。

市が市民公益活動団体に対して、後援や補助等をする場合などは、事業の実施主体は市民公益活動団体ですので、責任は団体側が負うことになります。

また、市が市民公益活動団体と委託契約を締結する場合などについては、双方が実施主体となることから、その責任についても双方で負うことになります。

市民協働の取り組みである以上、多かれ少なかれ双方に責任があるため、リスクの回避やトラブル対応について、事前に双方で協議の上、対策を講じておくとともに、契約書や協定書、仕様書などについても協議を踏まえて作成することが望ましいでしょう。

Q-16 市民協働の相手方はどのように見つけるの？

A-16 市民協働で事業に取り組むにあたっては、まずは、その事業の目的を効果的・効率的に達成できるとされる相手方を見つける必要があります。

そのためには、地域で活動する各種団体等に関する情報収集が欠かせません。

現在、本市においても、市民公益活動団体による様々な活動は、頻繁にマスメディア等でも取り上げられており、また各団体等が発行するパンフレットやチラシ、ホームページなどでも、その団体の特徴や思いなどをはかり知ることができます。

また、各種団体等が主催するイベントなどに実際に足を運び、関係者と直接話しをしてみるのも良いでしょう。

市内では、多種多様な団体が様々な活動を展開しています。もちろん、その全てを把握することは大変困難なことですが、これまでよりも少し関心を持って情報収集をしてみることで、良い協働相手の候補が見つかるかもしれません。

メモ②：特定非営利活動法人の情報は「協働・男女参画室」で

企画調整課 協働・男女参画室では、平成26年度より特定非営利活動法人の認証事務等を行っておりますので、市内の特定非営利活動法人（NPO 法人）の情報収集の際にはご相談ください。

電話：39-1405（内線 2119）



Q-17 市民協働の相手方はどのように選ぶのですか？

A-17 選定の方法についてですが、そこに至る経緯などによっても異なってくると思われませんが、その相手方が協働事業を遂行する能力があるかどうかを見極める必要があります。例えば、

- ・活動の目的や内容
- ・活動の実績や財務状況
- ・専門スタッフや定款・規約等の有無
- ・事務執行体制の状況

などが、判断の材料になります。

また、協働事業を委託で行う際などには、相手方を広く公募し、市民公益活動団体の特性（柔軟性・機動性・専門性・先駆性・自主性など）が活かされるよう、プロポーザル方式により選定することも有効な方法の一つと考えられます。

協働事業では、公共的な事業を市民公益活動団体にも担っていただくことになるため、その選定の方法や結果については、積極的な情報公開が望まれ、事業の進捗などについても定期的に情報を発信しながら事業の透明性の確保に努める必要があります。

また、相手方が特定の団体に偏ることがないように、事業の見直しや事業実施期間を明確にしておくことなども重要です。

Q-18 相手は特定非営利活動法人(NPO 法人)を想定しているのですか？

A-18 相手はNPO 法人とは限りません。

指針では、活動の持続性や責任能力といった観点から、つながることによって、より大きな力を生み出す市民公益活動団体と市との協働のあり方などについて示しています。

市民公益活動団体とは、市民公益活動を継続的・組織的に行う団体やグループのことであり、一般的にはボランティアグループやNPOを指しますが、特定の地域の共益活動を旨とする町内会などの地縁組織や営利を目的とする企業などであっても、市民公益活動の要件に合致した活動を行う場合には市民公益活動団体としてとらえられます。

市民協働により取り組む事業の遂行が可能と思われるなら、その相手方として法人格の有無は必須条件とする必要はありません。



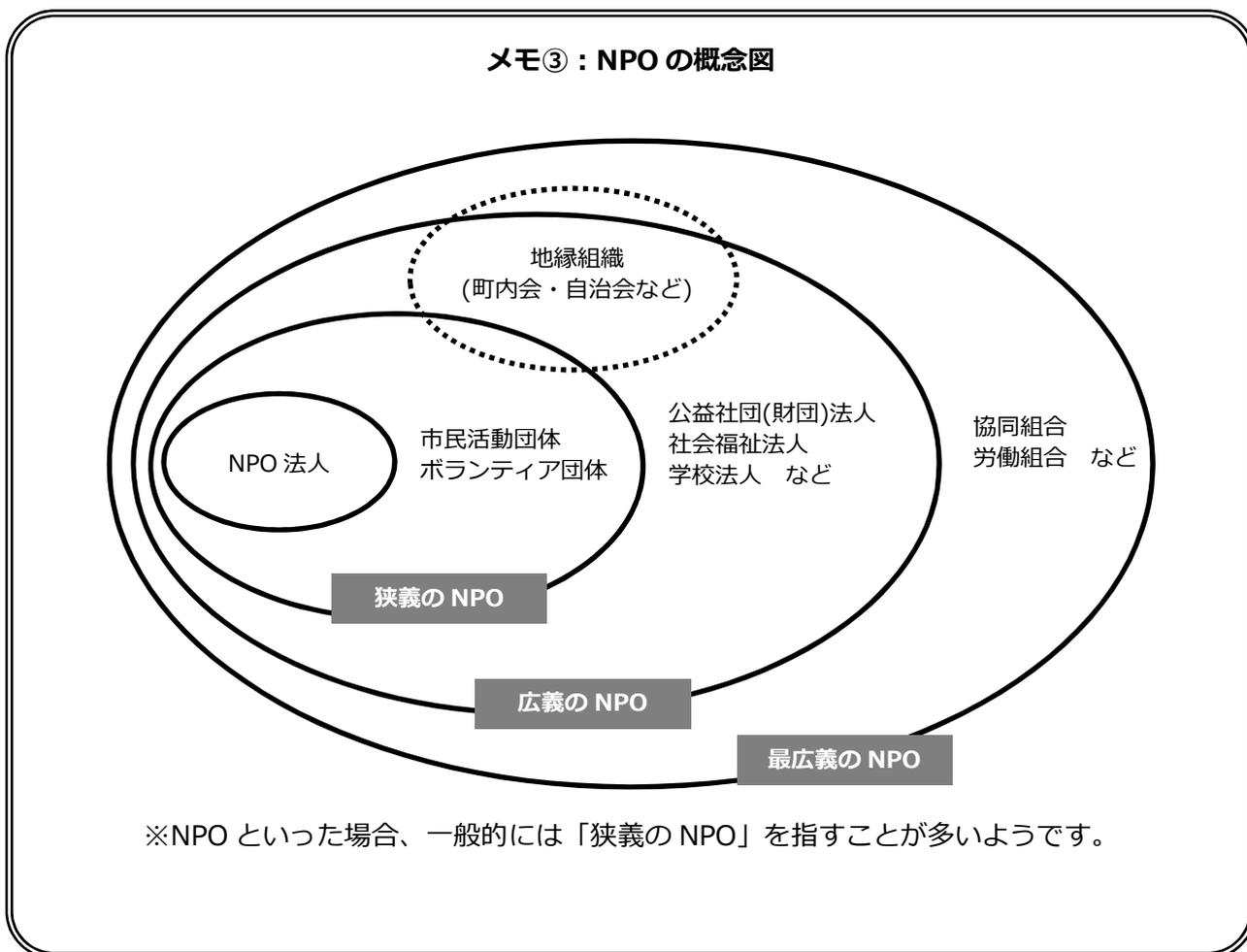
Q-19 ボランティアとNPOとの違いは？

A-19 ボランティアとは、義務や強制ではなく、本人の自由意思に基づいて、一般的には無報酬で自主的な社会貢献活動などに参加する「個人」を指します。

	ボランティア	N P O
活動の主体	個人	組織
活動目的	社会貢献や自己実現	組織の目的・使命の達成
利益・報酬	原則的に無報酬	収益をあげるが非営利

「無報酬」とは、その名のとおりに報酬をもらわないことですが、「非営利」とは、必ずしも無償で事業を行うことではありません。サービス提供の対価をもらってはいけないという意味ではなく、得た利益を団体の構成員に分配しないということです。

ボランティアから見れば、NPOはより幅広い活動の場を提供する組織であり、NPOから見れば、ボランティアは組織の目的達成に向けた実践活動の重要な担い手、そのような関係性にあるといえます。



メモ④：特定非営利活動法人(NPO 法人)の基礎知識

□NPO 法人とは？

NPO 法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人です。

NPO 法人を設立するためには、法律で定められた書類を添付した申請書を、所轄庁に提出し設立の認証を受けることが必要です。提出された書類の一部は、受理した日から、2 か月間縦覧し、市民の目からも点検されます。

所轄庁は、申請が設立基準に適合すると認められるときには、設立を認証しなければならないこととされています。また、その確認は、書面審査によって行うことが原則とされています。設立の認証後、登記することにより法人として成立することになります。

※平成 26 年 4 月から、権限移譲により協働・男女参画室で NPO 法等関係事務を行っています。

□NPO 法人の要件

(1)「特定非営利活動」(以下に掲げる 20 の活動に該当する活動)を行うことを主たる目的とする団体であること。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(2) 営利を目的としないもの

(3) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと

(4) 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の 3 分の 1 以下であること

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと

(6) 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと

(7) 10 人以上の社員を有すること

(8) 暴力団または暴力団もしくはその構成員の統制の下にある団体でないこと

◆その他、NPO 法人に関するお問い合わせは「協働・男女参画室」までご連絡ください

Q-20 市民協働に取り組む際の留意点は？

A-20 指針では、市民公益活動団体と市が協働する際の、お互いが尊重すべき5つの基本的な考え方について以下のように述べています。

目的共有	市民協働による取り組みの目的が何であるかを双方が理解・共有した上で取り組む必要があります。
活動への信頼・尊重	行政は、市民公益活動団体の自主性を妨げないよう、その活動に対して「信頼」「尊重」の気持ちを持つ必要があります。
市民と行政の協力体制	お互いに依存し合うのではなく、それぞれが特性を活かし、より良い協力体制を築くことが必要です。
相互理解	お互いに率直な意見交換を重ね、お互いに理解を深めながら信頼関係を構築していくことが重要です。
情報の公開	両者の関係が公開された状態であることが必要です。また、情報公開は、その実践過程や成果などの説明責任を果たすことにもなり、信頼関係の構築という観点からも大変重要です。

【市民協働のポイント】

- ・あくまでも市民サービスの向上や地域課題解決のための実践活動であることを忘れないこと
- ・協働することが目的ではなく、あくまでも手段であることを念頭におくこと

メモ⑤：「市民協働」をあえて例えるならば…

市民協働とは、例えるならば、目的地に向かって（目的共有）、2人の人間が背中を合わせた状態で（相互理解）、常に相手の存在を意識し、互いに気を配りながら（信頼・尊重）、周囲の状況を互いに確認し合い（市民ニーズの的確な把握、状況変化への対応）、歩調を合わせて（協力体制）共に進んでいくような、そんなイメージです。

Q-21 協働相手と意見が対立した場合、関係がこじれた場合の対応は？

A-21 市民公益団体と市とは、そもそも異なる組織であるため考え方や事業等の進め方、課題等の解決に向けた実践活動の方法など相違点が多くあります。このため、時として意見が対立することもあるでしょう。

そんなときは、Q-20を踏まえ、

- ・お互いの組織の違いを双方が理解しようとする姿勢を持つこと
 - ・お互いに歩み寄る気持ちを持つこと
 - ・その上で対立点や疑問点を明確にし、協議を重ねながら解決策を探ること
- などを念頭に置いて対応するようにしましょう。

お互いにこれらの努力をしたにも関わらず、意見の対立が解消されずに、関係がこじれた場合については、場合によっては一旦市民協働による事業を諦め、改めて目的達成に向けた事業を練り直すという判断も必要かもしれません。

一方的に自分の主義・主張を訴えるだけで、相手方の意見に耳を傾けられないようでは、仮にその主張が正しかったとしても協働関係の構築は困難です。協働とは相手があってこそ成り立つものであり、極論すると人と人とのつながりです。だからこそ、お互いの信頼関係が重要なのです。もし、協働事業に着手する前に、十分に相手方との意見交換を行い、お互いを知る過程を踏みながら、共感点を増やしておけば、些細なことでトラブルに発展するケースは少ないように思われます。
「お互いの信頼・尊重なくして協働なし」です。

Q-22 どのような姿になれば「良い市民協働のカタチ」といえるの？

A-22 簡単にいえば、取組の成果がしっかりと市民に還元され、かつ事業に関わった各主体が“Win-Winの関係”になることです。

そのためには、まずは、取り組みの過程を通じて、お互いの信頼関係が築かれなければなりません。そして、お互いが実践活動に積極的にに関わり、その成果として、市民サービスの向上や地域課題の解決が図られることはもとより、活動に関わった市民公益活動団体や市の担当所管課が、「この取り組みをやって良かった」と思えるような、まさに Win-Win の関係になれたならば、事業や取り組みの規模の大小に関わらず、良い市民協働のカタチと言えます。

また、市民協働の取り組みを通じて、新たな価値が創造されることも重要なポイントです。

新たな価値とは、例えば、市民公益活動団体を構成する市民の方々の更なる自治意識の醸成であったり、新たな人と人とのつながりの構築であったり、新たな市民協働の実践活動へ発展するなど、市民協働の実践をきっかけとして、団体と市がその後の地域との関係性がより深まり、次の行動へつながる実践力の向上にあると考えます。

Q-23 市民協働の考えを根付かせるにはどうすればいいの？

A-23 市民協働の考え方を根付かせるためには、まずは市民の皆さんをはじめ、市民公益活動団体と市との間にある、様々な意識のギャップを埋めていくことが重要です。そのためには、対話を基調とした情報の共有が必要です。

また、その上で市民協働の可能性や有用性を感じたら積極的に実践に移してみましょう。

市民協働への理解を深めるには、「習うより慣れよ」です。確かに市民協働には「業務量が増える」「面倒だ」などのマイナスイメージがあるかも知れませんが、創意工夫をすることにより、その取り組みの効果を高めることができる可能性を多分に秘めています。

多種多様な市民公益活動団体と市の各所管課が、指針に基づく様々な市民協働による取り組みを進める中で、お互いに知識や経験を蓄積し、共感点を増やしていくことができれば、それが更なる市民協働の取り組みの原動力となります。

実践活動を一つ一つ積み重ね、また評価し、そのような事例をしっかりと情報発信をすることにより、少しずつでも確実に地域に根付いていくものと考えます。

Q-24 団体等からの相談や提案内容が、複数課にまたがる場合はどうすればいいの？

A-24 基本的には、相談内容や提案内容との関わりが一番深いと思われる所管課が窓口となって、関係する他の所属に働きかけを行い、協議の場などを設定することが望ましいと思われます。

地域の課題や市民ニーズが多様化・複雑化している昨今、市に寄せられる相談や提案は、一つの所属だけでは対応が難しいものも増えてきています。職員一人ひとりが、このような現状をしっかりと認識し、旧態依然とした縦割り思考にとらわれることなく、積極的な部局横断による連携のもと、柔軟に対応していく必要があります。

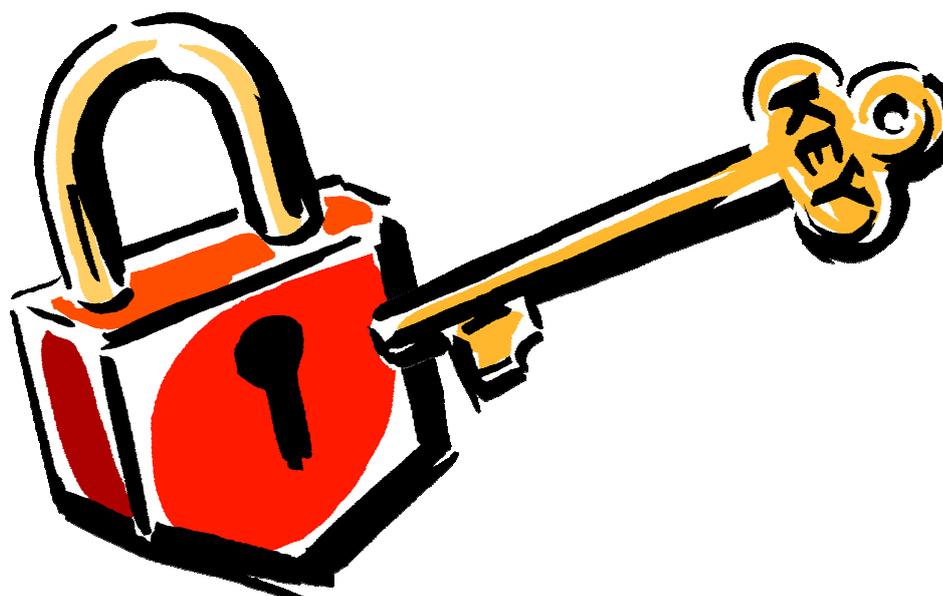
もし、「他部署との調整がうまくいかない」「窓口となる所属が不明」などといった場合は、協働・男女参画室にご相談ください。

Q-25 各所管課と協働・男女参画室との業務の棲み分けは？

A-25 【協働・男女参画室の取り組み】

- | | | |
|-------------------------|---|---------|
| (1) 指針による市民協働への理解促進 | ⇒ | 指針の周知 |
| (2) 情報の収集や受発信の新たな仕組みの構築 | ⇒ | ツールの研究 |
| (3) 市民協働・参画意識を高める取り組み | ⇒ | 講演会等の開催 |
| (4) 地域におけるネットワークの拡大 | ⇒ | 協働の輪の拡大 |
| (5) 市民公益活動活性化に向けた仕組みの検討 | ⇒ | 支援策等の検討 |

上記取り組みを進めながら、各所管課においてスムーズに協働事業が実践されるよう、後押しをする、いわば「旗振り役」を担っています。現実的に市民協働の実践の場では、市民公益活動団体と市の各所管課が、協働という新たな関係性のもとに事業を行うこととなりますが、協働・男女参画室としては、そのような取り組みを行う際に、必要に応じて相互の調整や助言等を行います。



Q-26 市民協働の具体的な実践事例はありますか？

A-26

【事例①】理美容室で若返り介護予防事業		
協働の主体	団体／一般社団法人会津理容美容協会	市／健康福祉部高齢福祉課
協働の形態	委託事業	
事業目的	高齢者の外出意欲を高め、閉じこもりを予防することを目的とする	
事業内容	<p>【対象者】 市内の65歳以上を対象に行ったアンケート調査（基本チェックリスト）の結果、閉じこもりの兆候が見られた方々</p> <p>【スケジュール】 午前：施術（事前に希望施術メニューを確認） ＜昼食会＞ 午後：健康相談及び軽体操</p>	
役割分担	会津理容美容協会	チラシの作成、当日スケジュール管理、全体運営・調整、施術、会場提供など
	高齢福祉課	参加者の募集・受付、包括支援センターとのつなぎ、午後の部（健康相談・軽体操）の手配など
協働のポイント	<p>会津理容美容協会が、福祉や介護の専門的な基礎知識や経験を積んだ理美容師として、「訪問介助理美容師」という認定資格を新たに設けたことから、介護予防をテーマとした市との協働事業が実現。</p> <p>理容・美容という高齢者の外出意欲を高めるメニューに、昼食会や健康相談、軽体操といったメニューを追加することで事業の付加価値を高め、参加者満足度の向上や参加者相互の交流機会を創出している。</p>	
担当者コメント	<p>【会津理容美容協会】 この度は私共も初めての事業であり、また行政との「協働」で行う事で不安もありましたが、お互いの特性が最大限引き出されたことにより、とても有意義な事業となりました。 今後も「協働」事業として、さらに市民の為にも発展させて参りたいと思います。</p>	
	<p>【高齢福祉課】 「協働」のもとで事業を実施するためには、綿密な打合せが重要だったと思います。何度も顔を合わせて打合せを行い、事業の目的を共有し、お互いの特性と役割を確認しながら進めていきました。実施までに不安もありましたが、会津理容美容協会が持つ理容美容の技術が、高齢者の皆さんの気持ちを高揚させ、事業の参加前と後では別人のように明るくなっていく様子を見て、「協働」の効果を感じました。</p>	

【事例②】金川町・田園町コミュニティバス「さわやか号」の運行		
協働の主体	団体／金川町・田園町住民コミュニティバス運営協議会 事業者／会津乗合自動車株式会社	市／企画政策部 地域づくり課
協働の形態	運営協議会による自主運行に対する事業者・行政の協力・支援	
事業目的	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金川町・田園町内会の交通弱者の買い物、通院、社会活動等の生活交通の確保 ・新規路線と既存路線バスとの連携によるバスネットワーク全体の活性化 ・他の公共交通空白地域での交通システム導入検討 <p>【副次効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の外出機会増加による買い物弱者支援、健康増進などへの波及効果 ・バスへの乗合や利用促進活動による地域内での声かけ・見守り機能の向上 ・バス運行を通じた地域と事業者・行政との連携・協働の推進 	
事業内容	<p>【概要】</p> <p>公共交通空白地域の一つである金川町・田園町において、地域住民が組織する運営協議会が主体となり、会津乗合自動車に委託しバスを運行する。</p> <p>【運行内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金川町・田園町町内と神明通り、竹田病院間の運行 ・月～木曜日の週4日、1日3便 ・1回乗車 大人300円／小人150円、1ヶ月会員券2,500円 	
役割分担	金川町・田園町住民 コミュニティバス 運営協議会	【バスの運営】・運行計画の検討・継続的改善 ・利用促進策 の企画・実施・基準収益の確保、協賛・寄付募集活動 ・補助金事務
	会津乗合自動車 株式会社	【バスの運行】・法手続き及び乗合旅客運送の実施 ・バス停留所の整備・維持管理 ・運行費用の一部負担
	企画政策部 地域づくり課	【事業運営への協力】・関係機関との連絡調整 ・各種調査・ 分析・運行費用の一部補助
協働のポイント	地区の特性・実情を熟知する住民が組織する協議会が運営主体となり、運行内容の検討や収益確保等へ自主的に取り組み、それに対し交通事業者及び行政が連携・協力しながら、地域ニーズや需要量に合った、将来にわたり持続可能なバスの運行を目指している。	
担当者コメント	金川町・田園町住民 コミュニティバス 運営協議会	何回も検討を重ねて運行に結びつけることができた。以前はバスに乗せてもらうという受身の姿勢でいたが、地域にとって本当に必要なバスを運行するためには、地域が主体にならないと、という意識を持った。未永く存続させていきたい。
	会津乗合自動車 株式会社	約3年前の実証実験運行から本格運行開始までの間、地域の強い要望を受けて、様々な検証等を行い、バス運行を地域が主体として運営していくための協議会が県内初で立ち上がり、行政と交通事業者が連携・協力するという三位一体のすばらしい形ができたと感じている。交通事業者としては、利用者にとって、より便利なコミュニティバスとなるよう、サービス向上に努めていきたい。
	企画政策部 地域づくり課	実証実験運行やその検証など、地域の方々や交通事業者との数年間かけた取り組みを通じて、それぞれが役割を認識し、協働による運行に結びついていった。役割分担はするものの、各主体の役割に対して相互に支援・協力する仕組みと運営が重要であると感じた。

発 行 平成 27 年 3 月

会津若松市企画政策部 企画調整課 協働・男女参画室

〒965-8601 会津若松市東栄町 3 番 46 号

Tel.0242-39-1405 Fax.0242-39-1400

<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

このQ & Aは市のホームページでも掲載しています。